# 第1回教育委員会

令和 2 年 1 月 21 日 午 後 3 時 3 0 分 本庁舎第 11 共通会議室

#### 案 件

報告第1号 職員の人事について 報告第2号 職員の人事について 報告第3号 職員の人事について 報告第4号 職員の人事について

## 報告第1号

## 職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、教育長による急施専決を行ったので、同 条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年1月1日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

## 1 事務局

新任職	氏	名	年齢	現任職
指導部指導主事	かわもと	<sub>なおや</sub> 直也	49	東中浜小学校教頭(教務部付)

## 2 説明

川本 直也を指導部指導主事に任命する。

	ふり	がな			おおや			
	氏	名			川本	直也		
					(満49歳	)		
	職	歴			摘	要		
平成	6 •	4 •	1	大阪市立	矢田	小学校	教	諭
平成	13 •	4 •	1	大阪市立	鯰江	小学校	教	諭
平成	22 •	4 •	1	大阪市立	鯰江	小学校	首	席
平成	23 •	4 •	1	大阪市立	西生野	小学校	教	頭
平成	27 •	4 •	1	大阪市立	中本	小学校	教	頭
平成	31 •	4 •	1	大阪市立	東中浜	小学校	教	頭
令和	元・	7 •	23		病気休職(教	務部付)		

#### 報告第2号

## 職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、教育長による急施専決を行ったので、同 条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年1月1日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

#### 1 事務局

新任職	氏	名	年齢	現任職
市教育センター指導主 事	計村	たかし 崇志	45	東淀中学校教頭(教務部付)

## 2 説明

吉村 崇志を市教育センター指導主事に任命する。

	ふり	がな		よしむら たかし						
	氏	名			吉村	崇志				
					(満45歳					
	職	歴			摘	要				
平成	11 •	4 •	1	大阪市立	豊崎	中学校	教	諭		
平成	15 •	4 •	1	大阪市立	大宮	中学校	教	諭		
平成	25 •	4 •	1	大阪市立	大池	中学校	教	諭		
平成	27 •	4 •	1	大阪市立	東淀	中学校	教	頭		
令和	元・	7 •	24		病気休職(教	·····································				

#### 報告第3号

## 職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、教育長による急施専決を行ったので、同 条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年1月1日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

## 1 教頭

新任職	氏	名	年齢	現任職
成育小学校教頭	さだひさ	<sup>かずちか</sup> 和睦	41	指導部指導主事

# 2 説明

成育小学校教頭の休職に伴い、定久 和睦を任命する。

	ふり	がな			さだひさ か	ずちか				
	氏	名			定久	和睦				
					(満41歳)	)				
	職	歴			摘	要				
平成	18 ·	4 •	1	大阪市立	加賀屋東	小学校	教	諭		
平成	23 •	4 •	1	大阪市立	栄	小学校	教	諭		
平成	30 •	4 •	1		指導部指導主事					

#### 報告第4号

## 職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、教育長による急施専決を行ったので、同 条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年1月1日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

## 1 教頭

新任職	氏	名	年齢	現任職
平野西小学校教頭	なかがわ 中川	ましたか喜孝	44	平野西小学校主務教諭

# 2 説明

平野西小学校教頭の休職に伴い、中川 喜孝を任命する。

ふりがな					なかがわ よ	したか	
	氏	名			中川	喜孝	
					(満44歳)		
	職	歴			摘	要	
平成	15 ·	4 •	1	大阪市立	瓜破東	小学校	教 諭
平成	19 •	4 •	1	大阪市立	依羅	小学校	教 諭
平成	27 •	4 •	1	大阪市立	平野西	小学校	教 諭
平成	30 •	4 •	1	大阪市立	平野西	小学校	主務教諭

#### 大阪市教育委員会教育長専決規則

## (緊急時における専決)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。